

2 葛子育第 46 号  
令和 2 年 4 月 8 日

葛飾区内の学童保育クラブ・保育施設等に  
お子さんが在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

葛飾区長 青木 克徳

### 「緊急事態宣言」発出に伴う家庭での保育等の要請について

日頃より、葛飾区の子育て支援事業にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、国は、令和 2 年 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」を発出しました。東京都内は、この「緊急事態宣言」の対象区域とされております。

当該宣言の趣旨を踏まえ、葛飾区では区内における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、葛飾区内の学童保育クラブや保育施設等をご利用のお子さんの保護者に対して、ご家庭で保育等をしていただくよう強く要請いたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請が出されたことへご協力いただき、区内の学童保育クラブや保育施設に在籍する保護者の勤務につきまして、特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。